

令和 3 年 3 月 1 日
危機管理室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う仙台市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドライン（十四訂版）

1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、市民等及び本市職員の生命と安心・安全を確保するため、仙台市の事業（※1）及び施設（※2）の取り扱いを示すものである。

なお、国及び宮城県から事業や施設の取り扱いについて指針等が示されるなど状況の変化があった場合には、本ガイドラインも見直しを図るものとする。

2 事業の取り扱い

(1) 本市が主催する事業について

【基本的な考え方】

- ① イベント開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- ② 全てのイベントについて、感染リスクへの対応が整わないイベントは原則中止又は延期を含め慎重な対応をする。

<催物開催の目安>

時期	イベントの種類		収容率※ア	人数上限※ア
令和 2 年 9 月 19 日から 令和 3 年 4 月 30 日まで	A	大声での歓声、声援等 が想定されないもの	100%以内 (収容定員がない場合は、 密が発生しない程度の間隔)	① 収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ② 収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人
	B	大声での歓声、声援等 が想定されるもの	50%以内※イ (収容定員がない場合は、 十分な間隔 (1 m))	

※ア 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※イ 異なるグループ間では座席を 1 席設け、同一グループ（5 人以内に限る）内では座席間隔を設けなくてもよい。
すなわち、収容率は 50%を超える場合がある。

<地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等>

イベントの性質	収容率等について
展示会・地域の行事等 (入場や区域内の適切な行動確保が可能、 名簿等で参加者の把握が可能)	上記 A、B に準拠
全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 (入場や区域内の適切な行動確保が困難、 名簿等で参加者を把握困難)	十分な人と人との間隔 (1 m) を設ける。 間隔の維持が困難な場合には、開催について慎重に 判断する。

【開催する場合の留意事項】

- ① 会場及び待合場所等における 3 つの密（密閉・密集・密接）を徹底して回避する
- ② 人と人との間隔をできるだけ確保する
- ③ 大声を伴うイベントでは、隣席との身体的距離の確保（同一のグループは座席を空けず、異なるグループ又は個人間は 1 席（立席の場合は 1 m）空ける）
- ④ 劇場・ホール内での食事は、飛沫感染防止の観点から自粛を促す
- ⑤ 参加者の名簿の作成や、連絡先等の把握に努める
- ⑥ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかける
- ⑦ 風邪のような症状がある者は参加を控える（事前に伝える）
- ⑧ 2 週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した者には、参加を控えていただくよう事前に周知することを検討する

- ⑨ 高齢者や基礎疾患がある者は人混みをできる限り避ける
- ⑩ マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかける
- ⑪ 手洗いの徹底
- ⑫ 会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ⑬ こまめに換気を行う（1～2時間ごとに5～10分）
- ⑭ 入場者の制限や誘導
- ⑮ イベント参加者に、厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）などの活用を促すこと

- (2) 本市が共催、後援等を行う事業について
前項に準じた取り扱いを事業の主催者等に要請するものとする。

3 施設の取り扱い

- (1) 施設の運営にあたっては、各施設の特性に対応する「業種別感染拡大予防ガイドライン」等に十分配慮し、適切な感染予防対策（アルコール消毒液の設置、注意喚起チラシの掲示、発熱や咳等の呼吸器症状がある人への利用自粛の呼びかけ等）を徹底する。また、国が示した「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を踏まえ、換気や保湿等に努めるものとする。
- (2) 市民利用施設の取り扱いについては、原則として以下のとおりとする。（別紙参照）
 - ① 適用期間中は、施設や利用者の特性、実施可能な感染予防対策等を考慮した上で、施設ごとに利用の休止等を判断するものとする。
 - ② 休館中の施設においては、既利用予約者に対して、利用の自粛を要請するとともに、やむを得ず利用する場合には、感染予防対策の徹底を要請するものとする。
 - ③ 休館中の施設においては、新規の利用予約は受け付けないものとする。ただし、開館に向けて、施設ごとに予約受け付けの再開を判断するものとする。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのイベント中止等に係る市民利用施設利用料は、3月31日利用分までを全額返金することとする。ただし、経過措置として、令和3年4～9月利用分について、令和3年3月31日までにキャンセルを申し出た場合は、全額返金の対象とする。
 - ⑤ 施設利用者に対しては、感染予防対策の励行を呼びかけるものとする。

4 職員の出張等

- (1) 業務上の必要性を精査した上で、出張時期や方法等を見直すこと。
- (2) 業務上出張せざるを得ない場合については、最小限の人数で、混雑時や「3つの密」を徹底的に回避するほか、こまめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- (3) 感染拡大傾向のある地域への出張は慎重に判断すること。

5 適用期間

当ガイドラインは当面の間適用する。なお、感染症の発生状況等により、見直すこととする。

※1 「事業」とは、市民等を集客するイベントのことをいう。

※2 「施設」とは、体育館や公園等のイベントの会場となる施設、市民センター等の会議室等を市民等へ貸し出す施設、市民等と密接に接触する窓口等の対応業務を行う施設のことをいう。